

## —地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み (XVI)— 奈良県動物愛護センターの概要 ～動物と楽しく暮らせるみんなの街～

伏見 誠† (奈良県桜井保健所動物愛護センター所長)



### 1 はじめに

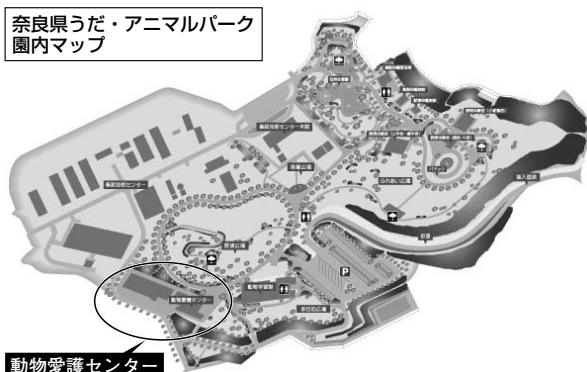
近年、犬や猫などの飼育動物が人にもたらす心の安らぎや、補助犬・介助犬の役割が注目されるなど、人と動物との関係が多様かつ密接になっている一方で、動物虐待や不適正多頭飼育、或いは人の生活環境侵害、動物由来感染症等の問題も多発している。飼育知識や責任感の欠如した飼い主による、無計画な繁殖や安易な飼育放棄により、行政が収容、殺処分した数は全国で約23万頭(平成21年度)にのぼる。この数値を人と動物の共生社会の負のバロメータであると指摘する声も多く、全国の自治体にと

って共通の課題としての認識と取り組みが広がっている。

「奈良県動物愛護センター(以下「センター」)」(図1)は、「動物と楽しく暮らせるみんなの街」をスローガンに、人と動物の共生社会をめざす拠点施設として、平成20年4月に「奈良県うだ・アニマルパーク(以下「パーク」)内に開設された。平成22年度より土・日・祝日も開所、各種の動物愛護啓発イベントを実施しており、来場者、特に小学生を対象とした「命の学習」等の動物愛護教育にも取り組んでいる。

また、平成23年度からは県内一部の保健所管内の動物取扱業関連業務及び特定動物の飼養許可業務等に加え、奈良県の動物行政を総合的な推進を目指している。

奈良県うだ・アニマルパーク  
園内マップ



動物愛護センター



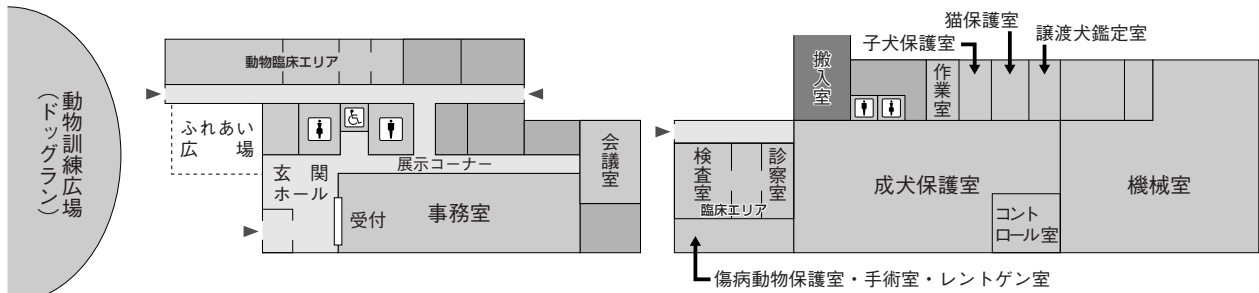
図1 奈良県桜井保健所動物愛護センター外観

† 連絡責任者：伏見 誠 (奈良県桜井保健所動物愛護センター)

〒633-2112 宇陀市大宇陀小附89

☎0745-83-2631 FAX 0745-83-2573

E-mail : dobutsu-pc@office.pref.nara.lg.jp



施設平面図



にゃん友ルーム



動物訓練広場



ふれあいいりビング



臨床エリア



管理棟



飼養棟

図2 施設の概要

## 2 施設及び組織の概要

パークは、県畜産技術センターの敷地再整備事業により、万葉人が愛した葉狼の地“かぎろひの里”として、また古くから城下町として有名な宇陀市大宇陀の地に平成20年に建設され、その敷地内にセンターは前施設より移転した。

パークには、牛の乳搾り体験やポニーの乗馬体験など、県民の憩いの場となる都市公園ゾーンと、畜産技術センターの中小家畜部門、野生鳥獣保護部門、動物愛護センターが併設され、畜産動物・野生動物・伴侶動物を同時に目にすることができる、全国でも珍しい施設である。

当センターの立地が県中心部から離れた県東部山間地に位置していることもあり、当初は来場者が少なかったが、平成21年度のドッグラン開設、平成22年度からの土日祝日開所、また、パーク来場者へのPR、パークとの共同イベントの実施などにより、順調に来場者数が伸びている現状にある。

### 【施設の概要】(図2)

敷地面積：約8,806m<sup>2</sup>

建物延床面積：約1,322m<sup>2</sup>

事務・飼養棟：事務室、会議室、動物飼養エリアなど  
臨床・管理棟：臨床エリア、収容動物の保護室、動物の安楽死・焼却設備など

### 屋外施設：

動物の運動やしつけを行う動物訓練広場（ドッグラン）など

また、パーク動物学習館内には、犬、猫の室内飼育のモデルルームを設けている

ふれあいいりビング：約30m<sup>2</sup>

ここでは、動物が快適に室内で暮らすための様々な工夫を展示しており、室内飼育のメリットを訴えながら、動物愛護啓発イベントを実施している。

### 【組織の概要】(図3)

### 【職員構成】(図4)

### 【業務・事業】(表1、表2、図5)

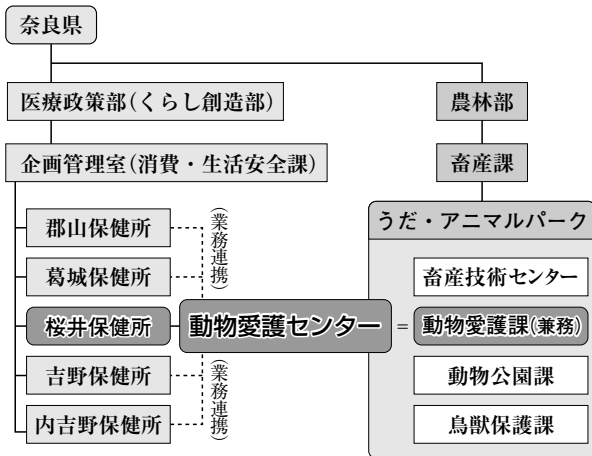


図3 組織の概要

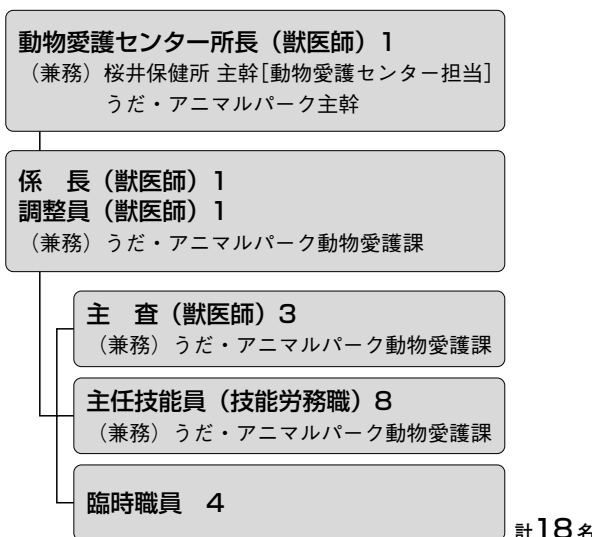


図4 職員構成

### 3 事業の概要

#### (1) 動物管理事業

##### ア 保管動物のQOLの向上

センター開所に伴う保管環境の改善と取扱頭数の減少(特に犬)により、保管動物へのケアは格段に向上した。そこから更に、“動物への適正な対処と管理”をすべての啓発事業の基礎とした、もう一段上の管理を目指している。

朝、夕の給餌の他、複数の職員が声を掛けてご褒美のオヤツを与え、これに対応して清掃も3回実施し保管動物との良い関係づくりと共に、「どうせ処分する動物だから……」という考えをなくし、“ウンチで体を汚さない管理”を合い言葉として適正な保管に努めている。また、そこから一歩踏み込み、「動物のニーズに気づき、動物福祉を考え、動物への責任を果たすことを学ぶ。」ことを目標としている。これは様々な啓発事業で、くり返し県民にお伝えしていることであり、我々自らが管理する動物の取扱いを適正に維持し

表1 事業概要

業務	内容
動物の保護及び収容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 放浪犬などの保護</li> <li>■ 動物に係る苦情・相談対応</li> <li>■ 飼えなくなった犬・猫の引取</li> <li>■ 傷病犬・猫の保護</li> </ul>
収容動物の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 飼い主への返還</li> <li>■ 希望者への譲渡</li> <li>■ 安楽死処置</li> </ul>
啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 飼育相談事業</li> <li>■ 各種講習会</li> <li>■ 啓発イベント</li> </ul>
動物取扱業及び特定動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 登録及び飼養許可</li> <li>■ 監視指導</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 動物由来感染症対策</li> <li>■ 関連機関との連携</li> </ul>

表2 平成22年度 取扱頭数 (単位:頭)

		収容頭数			処分頭数		
		捕獲	引取り	計	返還	譲渡	安楽死
犬	成犬	226	261	487	76	23	448
	子犬	60	100	160	1	42	57
	小計	286	361	647	77	65	505
猫	成猫		365	365	1	0	364
	子猫		1,130	1,130	0	12	1,118
	小計		1,495	1,495	1	12	1,482
計		286	1,856	2,142	78	77	1,987

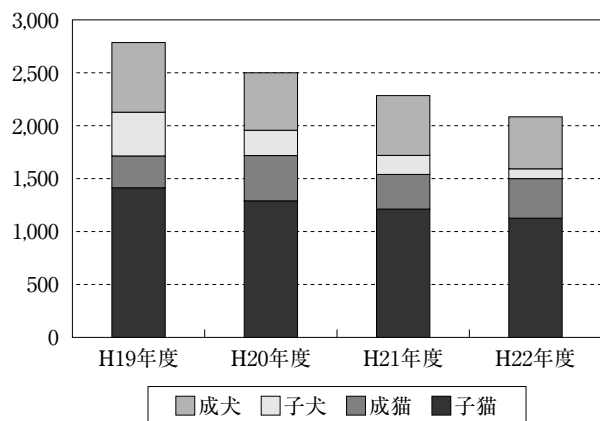


図5 犬猫取扱総数

ていくことが重要と考えている。

##### イ 健康管理と一次審査

随時、獣医師が保管動物の健康状態と人への反応をチェックし、保管期間の終了日に、複数の職員による行動等の一次審査を実施している。合格した個体は、検便、血液検査を実施、処分保留とする。この検査結果が良好であれば、2次審査へと進むことになる。



図6 収容犬情報



図7 譲渡

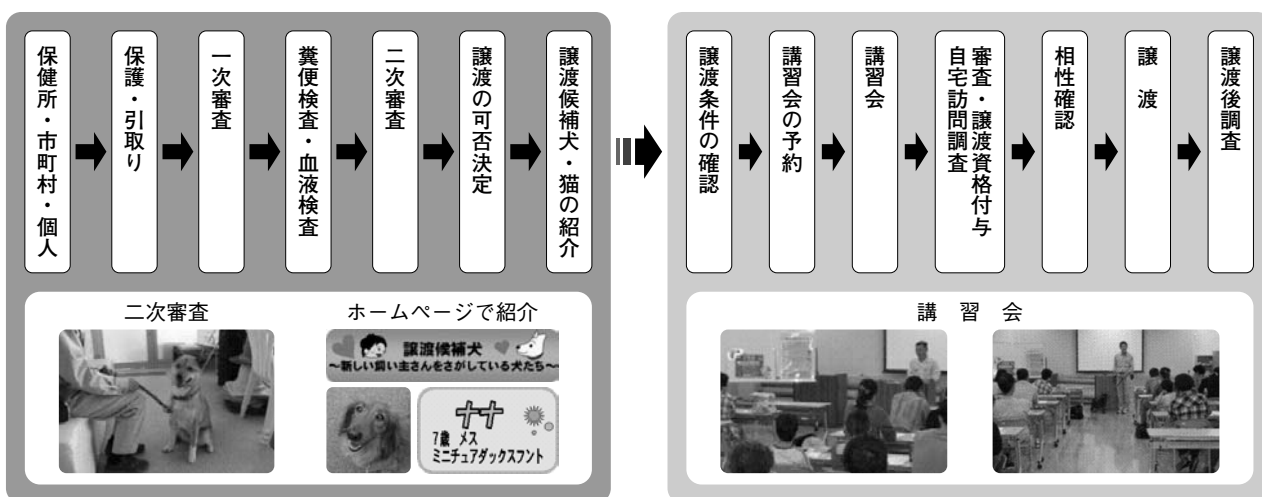


図8 譲渡の流れ・講習会

## ウ 処分方法の改善

殺処分の方法についても、可能な限り個体の尊厳を守り、負担を軽減する方向で改善に取り組んでいる。すでに、猫では大半をソムノペンチルを用いて麻酔死処置しており、犬については体格や性格、状態に応じて、麻酔死と炭酸ガスを選択、実施している。近い将来には、すべての個体を麻酔死に移行させることを目標としている。

### (2) 動物の社会復帰事業

#### ア 収容動物の返還 (図6)

所有者への返還率の向上には、どの自治体でも力を入れているところであるが、我々も保護犬の画像をセンターのホームページに掲載している。これにはアクセスされる方からの相当数の反応があり、今後一層のパソコンの普及を考えれば、極めて有力な情報提供手段といえる。併せて、各保健所との不明・保護情報の共有により、返還率の向上を図っている。

マイクロチップの読み取りによる飼い主判明は、開所3年余りで僅か4例ではあるが、今後この普及によって、逸走動物発見のより有効な手段となっていくものと思われる。

## イ 動物の譲渡事業

「適性のある動物を適正な飼い主へ」を合い言葉に、平成20年夏に動物の譲渡事業を開始した。初年度には成犬7頭、子犬12頭、平成22年度には成犬23頭、子犬42頭、猫12頭を、新しい飼い主のもとに送り出している (図7)。

この事業は、一つには動物の命を救うこと (処分頭数の削減) と、もう一つは奈良県内に適正な飼い主を増やすこと (適正飼養の普及) の二つを目的に実施している。譲渡後、不適正な飼養によって周囲に迷惑をかけた、飼い主との関係が崩れかみつき事故を起こす等の問題が生じ、飼育放棄の事態に追い込まれたりしたのでは、譲渡事業そのものが問われることになるかもしれない。

そこで、譲渡希望者に対しては、年齢制限を初め多数の条件を設け、これを満たす方を対象に譲渡前講習会の受講を義務付け、ここで飼い主の果たすべき責任、動物の飼育のポイントなどを伝えている。更に自宅訪問調査を実施し、実際の動物の飼養環境等を確認している。「動物の譲渡」に向け意識的に高く設定したハードルと数次の確認作業にリタイヤされる方も相



図9 譲渡候補犬及び猫（左から、パドック、ドッグラン、にゃん友ルーム）



ワンだふるパートナー



ワンだふるクラス



獣医さんになろう



子犬のようちえん

図10 動物愛護啓発事業

当数あるが、それは、あらかじめ不安定要素を持つ方を出来る限り排除したいという意図からであり、この譲渡事業の質を高く保つための安全弁であると考えている（図8）。

前述の動物管理棟での一次審査（健康チェックを含む）合格動物は、混合ワクチンを接種後、動物飼養棟に移し、社会適正を見きわめる二次審査（環境省適正譲渡マニュアルに準拠）を実施している。この審査に合格して初めて譲渡候補動物として一般公開されることとなる。これらの個体は譲渡に向けて、スタッフが社会化等のリハビリトレーニングを日常的に行っている。

譲渡候補動物の情報はセンターのHPに掲載し、また、センターにおいては譲渡候補犬とは柵越しに、譲渡候補猫とは猫観察室（にゃん友ルーム）において、

直接ふれあえるようにしている（図9）。

### （3）動物愛護啓発事業（図10）

#### 「動物と楽しく暮らせるみんなの街」づくり ア 動物愛護啓発イベントーワンだふるタイムー

平成22年より、動物愛護啓発事業の展開を目的として、土日祝日開場に踏み切った。職員の勤務ローテーション的な負担は大きいですが、数多くの来場者が期待できることから、事業展開には格好の舞台といえる。以下のイベントをつうじ、来場者に動物の適正な飼養について学んでもらい、併せて我々の動物譲渡事業のPRも実施している。

#### （ア）ワンだふるパートナー（いわゆる「しつけ教室」）

しつけインストラクター、及びセンタースタッフの指導の下、成犬は全4回コース、子犬は全2回コ



図12 サマースクール



図11 学習シート

猫の安全を確保した上で、参加者（5歳以上）に猫と遊んでもらうことで、猫の社会化に役立たせながら、猫との楽しい時間を体験してもらう。同時に、繁殖制限手術と室内飼育のメリットを体感してもらう。

イ 遠足・校外学習対応

遠足や校外学習で訪れた児童生徒に対して、パーク内6カ所に動物に関連したクイズポイントを設置。それらを解いて回るスタンプラリーを実施している。これにより、ゲーム感覚で楽しみながらパーク内の動物への関心を高め、学習効果を向上させる。

また、学年や学級の学習目的に応じ、10種類の学習シート（図11）からテーマを選び、30分程度のワークショップを実施している。

ウ 職場体験

平成22年度より、中学生の職場体験を積極的に受け入れている。施設見学、譲渡候補犬の飼育体験を通じて、センター業務について知ってもらうと共に、適正飼養や人が果たすべき責任について、学ぶ機会を提供している。

エ サマー（ウインター・スプリング）スクール（1日飼育体験）

平成22年度より、小学生を対象として長期休暇に対応して実施している。譲渡候補犬の飼育体験やトレーニング体験、パートナードッグとのゲーム、譲渡候補猫とのふれあい等により、子どもたちが楽しみながら適正な飼養や動物との暮らしの楽しさを体感できるプログラムを実施、好評を得ている（図12）。

オ 各種研修会

動物愛護週間事業の一環として、人と動物に関わる研修会を不定期に開催している。

平成23年度は教育委員会との連携により、教師を対象とした「動物と人との関わり」についての研修会を開催した。

カ 動物愛護週間行事（図13）

・県下の小学生からの動物愛護の絵の募集と優秀作品

ースのしつけ教室を実施。センターからの譲渡犬については、受講されることを推奨している。

(イ) ワンだふるクラス（いわゆる「ふれあい教室」）

センターが設ける基準（人と犬の双方）に適合した、飼育者とその飼い犬（パートナードッグ）によりセンターの譲渡基準、犬との正しい接し方、犬からの危害防止の方法を学ぶと共に、適性の高い犬と暮らすことの楽しさを体験してもらう教室を実施している。

(ウ) こんにちはワン（お楽しみイベント）

「適正飼養」や「命の大切さ」を楽しみながら学んでもらうことと、センターの譲渡候補犬や譲渡候補猫の社会化の補助を目的に、以下のイベントを実施している。

- ・獣医さんになろう：白衣と聴診器で獣医さんに変身  
マイクロチップや鑑札による所有の明示の重要性を学ぶ。また、参加者やパートナードッグ、ぬいぐるみの心音の聞き分けにより、命を感じてもらう。
- ・子犬のようちえん：譲渡候補の子犬と子どものふれあい  
子犬の安全を確保した上で、子どもとふれあわせることで、子犬の社会化に役立たせながら、子どもにも動物の扱いやしつけについて学ばせる。
- ・にゃん友タイム：譲渡候補猫とのふれあい



図13 動物愛護週間行事



図14 オリジナルわんこを作ろう

#### 表彰

- ・譲渡犬の里帰りイベント—お帰りオンリーわんこ—
- ・ミニしつけ教室—ハッピーウォークキャンペーン—
- ・動物の慰霊の集い—Remember you—
- ・その他、動物クラフト、スタンプラリー、透明犬の散歩—散歩のマナー啓発など多彩な催しを実施、楽しみながら適正飼養の普及啓発、動物愛護精神の高揚を図っている。

#### 生命の教育

センターでは、うだ・アニマルパーク学習館と協力して、動物に対する気付き、共感、責任をキーワードに「ふれあい」から「責任」まで、段階を踏んだプログラムの実施を進めている。その一環として、適正飼養を学ぶと共に、センターの譲渡事業をサポートするグッズづくりの出前授業「オリジナルわんこを作ろう」(図14)を地元の小学校2校で実施した。

#### 4 これからの取り組み

平成20年2月に策定した奈良県動物愛護管理推進計画に基づき、「所有者の動物及び社会に対する責任の徹底」、「センターにおける動物の適正な取扱い」及び「教育機関との連携」等を中心に事業を推進していく。これには、行政のみならず獣医師会、地域住民及び動物愛護団体等と連携、情報交換、事業展開が必要不可欠と考えている。

また、当センターは「うだ・アニマルパーク」という畜産動物の育成、野生動物の保護を所轄する総合的な動物公園内に位置し、パークには「動物学習館」という高い集客力を持ち、情報の発信、収集に最適な施設を有している。これらの部局とは「動物のニーズに気付き、動物福祉を考え、動物への責任を果たすことを学ぶ」を共通のコンセプトとして連携を深めながら、この施設を最大限に活用、事業を推進していきたいと考えている。

#### 5 おわりに

平成22年度のセンター収容頭数は、2,142頭(処分は1,987頭)。昭和60年代のピーク時には1万頭を超える収容があり、ほぼすべてを殺処分していた頃から見ると、正に昔日の感がある。当時は、『狂犬病予防、野犬捕獲が業務のすべて』という時代で、動物行政とは狂犬病予防法によって、これらの脅威から市民生活を守るという意味合いが強かった。

国内の犬からの狂犬病発症を半世紀以上押さえ込み、今や日常生活でも野犬の姿を見ることもめったになくなった。しかし、公衆衛生的観点からのコントロールを維持することは当然としても、すでに伴侶動物としての位置付けが固まりつつある、犬や猫をどう処遇するのが問われる時代になってきたと考える。

前述の2,142頭は、奈良県内の飼養者がその伴侶動物に対する責任を果たせなかった総数と考えられるが、それをゼロにすることは当面不可能であり、そこに公衆衛生獣医師がもう少し深く関わることで、センターに持ち込まれる頭数が減少すればと考えている。

これと並行して、動物の社会復帰を目指す取り組みについて、動物愛護センターで学び、参加できる啓発事業、或いはプログラムを更に提供していきたいと考えている。基本的コンセプトは“動物福祉と人の責任”であり、キーワードは『繁殖制限』と『室内飼育』ではないだろうか。

こうした積み重ねによって、動物に対する責任を放棄する人を減らしていくことで処分頭数の半減化を、更にもう一步踏み込んで「動物と楽しく暮らせるみんなの街」の実現を目指していきたい。